

(令和4年度補正予算「有志国間の信頼できるサプライチェーンへの参画支援事業」)

「タイの自動車サプライチェーン強化に向けた市場動向等に係る調査」

に係る企画提案方式による公募について

1. 事業趣旨・目的

タイ・インドネシア・ベトナム等のASEAN各国には、製造業などを中心に日系企業が多く進出しており、今後も日本の企業にとって製造拠点及び市場として有望な投資先であることが見込まれている。特にタイは約60年にわたり日系自動車メーカーが自動車サプライチェーンを築き、両国の経済成長を支えてきた重要な製造拠点である。

一方で、近年、タイをはじめASEAN各国では、電気自動車（以下「EV」という。）の普及のための購入補助や投資誘致政策が大々的に展開され始め、海外の新興自動車メーカーがこれらの政策を活用しながら各国での販売拡大及び進出を活発化させている。これにより、自動車の市場動向に急激な変化が生じており、従来の内燃機関搭載車を前提としたサプライチェーンにも変化が生じ始めている。

この状況を踏まえ、2023年12月に日本で開催された日本ASEAN友好協力50周年特別首脳会議において、日本政府は日ASEAN次世代自動車産業共創イニシアティブを立ち上げ、この下で次世代自動車産業等における産業競争力の強化に向けて日ASEAN協力を進めることが各国間で合意された。日系自動車サプライチェーンの強化や各国における次世代自動車産業の推進を図るための具体策に関する議論を今後進めていく。

また、2025年4月にタイで産業競争力向上など両国の幅広いトピックを閣僚級で議論する「エネルギー・産業対話」を立ち上げ、議題ごとに事務方でフォローアップを行い、第2回対話で報告することで合意された。

具体策の検討の前提として、特にASEANの中でもEVへの移行が急速に進むタイの自動車産業を巡る実態について適時把握することが求められるため、タイにおける自動車市場の動向やサプライチェーンの変化、タイ政府による自動車関連政策等に関する調査・分析を行う。

2. 業務内容

AMEICC事務局を委任された一般財団法人海外産業人材育成協会（AOTS）から委託を受けて、本事業の受託者は、以下の「タイの自動車産業を巡る実態に関する基礎・定点調査」の業務を実施する。具体的な実施内容、実施方法については、提案によるものとし、AMEICC事務局及び経済産業省通商政策局アジア大洋州課とよく相談をした上で実施すること。

「タイの自動車産業を巡る実態に関する基礎・定点調査」

以下①～⑭の項目について、文献調査と政府・企業関係者等へのヒアリングを通じ、網羅的な調査を行うこと。また、契約締結日以降、少なくとも2ヶ月に1回、各項目について最新の状況を確認し、特徴的な変化が見られた場合には、その要因分析を行うこと。

- ① タイ国内で販売されるEVの販売サプライチェーン（EVメーカー、当地でのディストリビューター等）（※以下、「EV」はタイ国内で販売される電気自動車を指す。）

- ② EVの販売状況（メーカー別、車種別、パワートレイン別 ※価格含む。）
- ③ EV購入者の傾向
- ④ EVの保証期間やアフターサービスの内容
- ⑤ EVの事故や故障状況
- ⑥ EVメーカーの投資実績及び投資計画
- ⑦ EVメーカーの広報戦略及び分析
- ⑧ ディーラーの動向
- ⑨ EVチャージャーの普及状況（台数、設置場所、価格、サプライヤー等）
- ⑩ リセール市場の動向（リセールのためのプラットフォーム、車種、価格等）
- ⑪ 既存自動車に関するタイ国内の自動車部品サプライチェーン構造分析
- ⑫ 自動車部品サプライヤーの電動化対応における経営課題や人材育成のニーズ調査
- ⑬ タイ政府の自動車に関する物品税体系（ピックアップトラック、エコカー、HEVへの優遇税率を含む）
- ⑭ タイ政府のEVインセンティブの概要

3. 留意事項

- （１）本調査は、日本とASEAN各国の政府・企業関係者と密に連絡を取る必要があるため、受託者においては、日本及びASEAN地域の双方におけるネットワークを有し、情報収集や連絡調整等の柔軟な対応ができることが望ましい。また、本調査の実施にあたっては、AMEICC事務局、経済産業省通商政策局アジア大洋州課及び在タイ日本国大使館ともよく連携すること。
- （２）調査の進捗状況については、２．に記載された調査スケジュールを踏まえ、原則２か月に１度はAMEICC事務局及び経済産業省通商政策局アジア大洋州課からの指示に応じて適宜報告を行うこと。

4. 成果物

- （１）以下の事項を含んだ事業報告書（原則日本語）：
 - ・ ２．によって実施された最新の調査・分析内容
- （２）納品形態：電子媒体
- （３）提出期限：2026年6月30日（火）
- （４）提出先：以下の①、②が指定するデータ送付方法及び送付先に従って、それぞれに対して提出すること。また、適宜求めに応じ、印刷物も納入すること。
 - ① （一財）海外産業人材育成協会
海外統括部 AMEICC事務局支援グループ
東京都足立区千住東1-30-1
TEL：03-3888-8213

② 経済産業省 通商政策局アジア大洋州課

東京都千代田区霞が関1-3-1

TEL：03-3501-1953

5. 契約要件

- (1) 契約形態：準委任契約
- (2) 契約方法：概算契約
- (3) 採択件数：1件
- (4) 契約期間：契約日（2025年7月下旬を予定）より2026年6月30日までとする。
- (5) 契約金額：契約金額は、30,000,000円（消費税を含む）を上限とする。最終的な実施内容、契約金額については、採択された企画提案を確認・調整した上で決定することとする。なお、受託者は、委託業務の全てを、第三者に委託すること（請負その他委託の形式を問わず、委託業務の一部を第三者に委託すること。以下、再委託。）はできない。また、一般管理費の算定は、再委託費を除いた直接費に一般管理費率を乗じて行い、一般管理費率は10%を上限とする。
- (6) 契約者：一般財団法人海外産業人材育成協会（AOTS）
- (7) 支払い：事業終了時に受託者より提出される実績報告書及び本業務に要した経費の証憑に基づき、原則として経済産業省委託事業事務処理マニュアルに従い現地調査を行って支払額を確定し、精算払いする（円貨により銀行振込）。なお、支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計であるため、全ての支出において帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となる。これを満たさない支出については、支払額の対象外となる可能性もある。

6. 応募資格

- (1) 日本あるいはASEANに法人格を有するものであること。
- (2) 以下に該当しない者であること。
 - ・ 本事業の業務委託契約を締結する能力を有しない法人
 - ・ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない法人
 - ・ 指定暴力団員がその役員となっている法人
 - ・ 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する法人
 - ・ 日本の官公庁の競争入札において、参加を禁じられた法人
- (3) 日本の経済産業省が所管する補助金交付等事業において不正あるいは不適切な行為等により補助金交付等停止措置又は指名停止措置を講じられていないこと。
- (4) 本業務を的確に遂行するに足る組織・体制及び人員等を有していること。
- (5) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理

能力を有していること。

- (6) 法人格を有する国において会社更生手続き開始の申し立てがなされている者又は再生手続き開始の申し立てがなされている者ではないこと。(手続き開始の決定後、再認定を受けている者を除く。)

7. 参加意思表示及び質疑

(1) 参加意思表示

本企画競争へ参加を希望する場合は、2025 年 6 月 16 日（月）午後 3 時【必着】までに公募申請書（押印不要）を E-mail 添付で送付して参加意思を表明すること。

(2) 質疑

質疑受付期限： 2025 年 6 月 16 日（月）午後 3 時【必着】

質疑受付方法： E-mail で受け付ける

質 疑 回 答： 受け付けた全ての質問については、2025 年 6 月 18 日（水）午後 4 時まで
に、企画競争への参加の意思表示をされた全ての方に E-mail にて開示する。

8. 応募方法

本公募要領を熟読の上、上記 6. の応募資格を満たしていることを確認し、2025 年 6 月 24 日（火）午後 4 時まで【必着】に、下記 9. の応募書類を AOTS の大容量ファイル受送信システムを使用して提出すること。（送信方法については個別に案内する。）

応募書類の宛先

一般財団法人海外産業人材育成協会 海外統括部 AMEICC 事務局支援グループ 担当：鮎合（あいごう）、新井（あらい） E-mail： kobo-amcshien-wc@aots.jp

9. 応募書類

(1) 公募申請書（日本語又は英語）

(2) 企画提案書（日本語又は英語）

- ①様式第 1 業務従事予定者の経歴、職歴、資格
- ②様式第 2 類似業務経験
- ③様式第 3 業務支援体制
- ④様式第 4 作業計画・要員計画
- ⑤様式第 5 受託業務費見積書

(3) 会社概要（事業概要）書（日本語又は英語）

- (4) 直近 3 年分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）（企業の単体ベース。ただし、連結がある場合には、連結決算書も併せて提出）（日本語又は英語）

- (5) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書／3 ヶ月以内のもの）（日本語又は英語）
日本以外に所在する企業は、登記事項証明書「履歴事項全部証明書」に代えて、当該国の
所管官庁又は権限のある機関の発行する書面（本社所在地、代表者名、設立年月日を含む
書類）を提出すること。

※ (1)、(2) は、所定の様式（当協会 HP の本企画競争公告よりダウンロード可）なお、(2)
の所定の様式については、様式に記載されている項目を全て含むのであれば、Power Point
など Word 以外の書式で作成して提出しても良い。また、Power Point などで作成した資料
を別紙としても良い。

10. 審査方法

- (1) 提出された応募書類に基づき、企画競争方式による審査を行う。審査は、提出書類に基
づく書面審査によるが、場合によりヒアリング等を行うこともある。

審査項目：

- ・ 提案内容（提案内容の妥当性・独創性、実施方法の妥当性・独創性）
- ・ 組織の経験・能力（類似業務の経験、業務実施能力）
- ・ 業務従事者の知識・経験（本業務分野に関する知識、業務歴）

- (2) 審査結果（採択又は不採択の決定）は、速やかに通知するものとする。なお、採択・不採
択の理由等個別の問い合わせについては応じられない。

- (3) 応募書類に記載された情報については、審査、管理、確定、精算、政策効果検証といった
一連の業務遂行のためにのみ利用する。なお、応募書類は返却しないので、留意するこ
と。

11. 問い合わせ先

一般財団法人海外産業人材育成協会（AOTS）

海外統括部 AMEICC 事務局支援グループ

E-mail: kobo-amcshien-wc@aots.jp

※本件に関する問い合わせは、E-mail にて受け付ける。

以上